

沖縄県馬術連盟個人情報保護規程

令和 5年 6月 1日 制 定

沖縄県馬術連盟

沖縄県馬術連盟個人情報保護規程

(目的)

第1条

本規程は沖縄県馬術連盟（以下「本連盟」という）が個人情報保護方針に基づき本連盟が取り扱う個人情報の適切な利用と保護のための基本規定である。

(定義)

第2条

本規程において使用される用語は、次の各号で定義する。

(1) 個人情報

生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述、または個人別に付けられた番号、記号その他の符号、画像もしくは音声によって当該個人を識別できるもの（当該情報のみでは識別できないが、他の情報と容易に照合することができ、それにより当該個人を識別できるものを含む）をいう。

(2) 本人

個人情報によって識別される特定の個人をいう。

(3) 個人情報保護管理者

本連盟理事会によって指名された者であって、本規程の実施および運用に関する業務について責任と権限を持つ者をいう。

(4) 個人情報保護管理補助者（以下「補助者」という）

本連盟「プライバシーに関する規程」5. に定めるとおり、個人情報保護管理者の業務を補佐する者をいう。

(5) 利用

本連盟が本連盟内で個人情報を処理することをいう。

(6) 提供

本連盟が保有する個人情報を本連盟外の第三者に渡し、利用可能にすることをいう。

(7) 預託

本連盟が保有する個人情報を本連盟外の第三者に発送業務等を委託するなどのために預けることをいう。

(対象となる個人情報)

第3条

本規程は、コンピューター・システムにより処理されているか否か、および書面により記録されているか否かを問わず、本連盟において取り扱われる全ての個人情報を対象とする。

(取得範囲の制限)

第4条

個人情報の取得は、本連盟プライバシーに関する規程に定める範囲内で利用目的を明確に定め、その目的に必要な限度のおいて行うものとする。

(取得方法の制限)

第5条

個人情報の取得は、適法かつ公正な手段によって行うものとする。

(個人情報の移送と送信の原則)

第6条

個人情報の移送と送信はその権限を与えられた者が、外部への漏洩・紛失等の危険を防止するために必要かつ適切な方法で、業務の遂行上必要な限りにおいて行うものとする。

(利用の原則)

第7条

個人情報の利用は、本連盟プライバシーに関する規程においえ定める個人情報の利用目的の範囲内で行うものとする。

(提供の原則)

第8条

個人情報の提供は、原則として行わない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合はこの限りではない。

- (1) 法令に基づく場合、または正当な権限を有する裁判所その他政府機関より適法に開示を請求された場合。
- (2) 業務上やむを得ない場合で、本人の同意が得られた場合。

(利用目的の範囲外の利用および提供)

第9条

前条（1）および（2）のいずれにも該当せず、個人情報の利用目的の範囲を超えて利用および提供を行う場合は、書面またはこれに代わる方法によって本人に通知し、本人の事前の同意を得て行うものとする。

（個人情報の管理の原則）

第10条

個人情報は、利用目的に応じ必要な範囲内において、正確かつ最新の状態で管理する者とする。

（個人情報の安全管理対策）

第11条

個人情報への不正アクセス、個人情報の紛失、破壊、改竄および漏洩など個人情報に関するリスクに対して、十分な注意を払うものとする。

（個人情報の秘密保持に関する従事者の責務）

第12条

本連盟において個人情報の取得、利用、提供および預託に関する業務に従事する者は、法令の定め、本規程等もしくは個人場保護管理者の指示に従い、個人情報の秘密の保持に十分な注意を払いその業務を行うものとする。

（個人情報の廃棄）

第13条

個人情報の消去と破棄は、その権限を与えられた者が、外部への漏洩・紛失等の危険を防止するために必要かつ適切な方法で、業務の遂行上必要な限りにおいて行うものとする。

（個人情報の預託）

第14条

業務委託に伴い個人情報を預託する場合には、預託先を伸長に厳選するものとする。

（自己情報に関する権利）

第15条

1. 本人から事故の情報について開示を求められた場合は、合理的な期間内にこれに応じるものとする。また開示の結果、誤った情報があり、訂正または削除を求められた場合は、合理的な期間内にこれに応じるものとする。

2. 訂正または削除を行った場合は、可能な範囲内で本人に対して通知を行うものとする。

(個人情報の利用または提供の拒否権)

第16条

本連盟が既に保有している個人情報について、本人から自己の情報についての利用または第三者への提供を拒否された場合は、これに応じるものとする。ただし、次に掲げるいずれかに該当する場合は、この限りではない。

- (1) 法令の規定による場合
- (2) 本人または講習の生命、健康、財産などの重大な利益を保護するために必要な場合

(個人情報の開示・訂正・削除への対応)

第17条

本人から自己の情報について開示、ていせいまたは削除を求められた場合、個人情報保護管理者に速やかに報告し、その指示に従うものとする。

(個人情報保護管理者)

第18条

個人情報保護管理者は、本連盟理事会が任命する。

(個人情報保護管理者の責務)

第19条

個人情報保護管理者は、本規程に定められた事項を理解し、遵守するとともに、個人情報の取得、利用等の取扱業務に従事する者にこれを理解させ、遵守させるための教育訓練、安全対策の実施ならびに周知徹底等の措置を実現する責任を負うものとする。

(苦情または相談への対応)

第20条

本連盟の個人情報に関する本人からの問い合わせ、苦情または相談を受け付けるため、苦情・相談窓口を設置するものとする。

(本規程に違反した場合の措置)

第21条

本規程に故意に違反したものの、または自己の職務を適正に遂行していれば違反を回避し得た者は、本連盟規約第12条に従って、除名を含む懲戒の対象に付すものとする。

(改廃)

第22条

1. 本規程の改廃は、本連盟理事会の決議を経て行うものとする。
2. 個人情報保護管理者は、必要に応じて本規定の見直しを行うものとする。

附則

この規程は 令和 5年 6月 1日から施行する。